

決済通貨等の取扱いについて

制定	輸入注意事項 3 4 第 3 号	(昭和 3 4 年 1 月 3 1 日公布)
改正	輸入注意事項 3 4 第 1 2 号	(昭和 3 4 年 4 月 1 日公布)
	輸入注意事項 3 4 第 2 1 号	(昭和 3 4 年 6 月 2 4 日公布)
	輸入注意事項 3 4 第 3 5 号	(昭和 3 4 年 1 2 月 2 日公布)
	輸入注意事項 3 4 第 3 7 号	(昭和 3 4 年 1 2 月 2 6 日公布)
	輸入注意事項 3 5 第 3 号	(昭和 3 5 年 1 月 1 2 日公布)
	輸入注意事項 3 5 第 3 1 号	(昭和 3 5 年 7 月 1 日公布)
	輸入注意事項 3 6 第 3 号	(昭和 3 6 年 3 月 9 日公布)
	輸入注意事項 3 6 第 4 号	(昭和 3 6 年 3 月 9 日公布)
	輸入注意事項 3 7 第 7 号	(昭和 3 7 年 2 月 7 日公布)
	輸入注意事項 3 7 第 2 1 号	(昭和 3 7 年 5 月 9 日公布)
	輸入注意事項 3 9 第 7 号	(昭和 3 9 年 3 月 3 1 日公布)
	輸入注意事項 4 1 第 3 号	(昭和 4 1 年 3 月 1 7 日公布)
	輸入注意事項 4 2 第 1 6 号	(昭和 4 2 年 1 1 月 2 0 日公布)
	輸入注意事項 4 2 第 1 7 号	(昭和 4 2 年 1 1 月 2 1 日公布)
	輸入注意事項 4 4 第 2 0 号	(昭和 4 4 年 8 月 1 1 日公布)
	輸入注意事項 4 4 第 3 4 号	(昭和 4 4 年 1 0 月 2 7 日公布)
	輸入注意事項 4 6 第 7 号	(昭和 4 6 年 5 月 1 1 日公布)
	輸入注意事項 4 6 第 2 8 号	(昭和 4 6 年 1 2 月 2 0 日公布)
	輸入注意事項 4 6 第 2 9 号	(昭和 4 6 年 1 2 月 2 2 日公布)
	輸入注意事項 4 6 第 3 0 号	(昭和 4 6 年 1 2 月 2 3 日公布)
	輸入注意事項 4 6 第 3 4 号	(昭和 4 6 年 1 2 月 2 4 日公布)
	輸入注意事項 4 7 第 6 号	(昭和 4 7 年 2 月 2 6 日公布)
	輸入注意事項 4 7 第 4 7 号	(昭和 4 7 年 1 2 月 2 7 日公布)
	輸入注意事項 4 8 第 6 号	(昭和 4 8 年 2 月 2 0 日公布)
	輸入注意事項 4 8 第 8 号	(昭和 4 8 年 5 月 2 日公布)
	輸入注意事項 4 8 第 1 1 号	(昭和 4 8 年 5 月 2 5 日公布)
	輸入注意事項 5 2 第 3 6 号	(昭和 5 2 年 9 月 3 0 日公布)
	輸入注意事項 5 6 第 2 2 号	(昭和 5 6 年 2 月 1 0 日公布)
	輸入注意事項 6 0 第 4 号	(昭和 6 0 年 2 月 1 日公布)
	輸入注意事項 1 0 第 1 8 号	(平成 1 0 年 3 月 4 日公布)
	輸入注意事項 1 2 第 1 1 4 号	(平成 1 2 年 1 2 月 2 6 日公布)
最終改正	輸入注意事項 2 2 第 3 9 号	(平成 2 2 年 4 月 2 7 日公布)

標記の件については下記のとおり行うこととし、昭和34年1月31日以降輸入承認申請するものから適用します。ただし、昭和34年1月30日以前に外貨資金の割当又は輸入承認を受けた場合には、なお従前の例によります。なお、本件実施に伴い昭和30年12月24日付輸入注意事項30第41号「新指定通貨を決済通貨としての輸入の承認を行う場合の換算率について」(昭和31年6月12日付輸入注意事項31第14号により一部改正)及び昭和29年7月31日付輸入注意事項29第25号「決済通貨について」(昭和29年8月31日付輸入注意事項29第29号により一部改正)は廃止します。

記

- 1 輸入承認証に認められた範囲の貨物の通関の有無の認定は、送状金額とその表示通貨と同一の通貨表示の輸入承認証記載の金額との対比により行う。
- 2 送状金額の表示通貨と決済に使用する通貨とが異なる場合には、送状金額と決済金額の対比及び輸入承認証に記載された金額と決済金額との対比は決済に使用する通貨建で行う。この場合において送状金額の換算は輸出者と輸入者との間の契約により定められた換算率により行い、輸入承認証に記載された金額のアメリカ合衆国通貨への換算は、外国為替の取引等の報告に関する省令(平成10年大蔵省令第29号)第35条第2号の規定に基づいて財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて行うものとする。
- 3 上記2に規定する相場は、輸入関係書類に記載することとされているアメリカ合衆国通貨への換算に適用するものとする。
- 4 輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)及び輸入貿易管理令別表第1第1号、第15号、第21号及び第22号の規定に基づき、これらの号に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件(平成12年通商産業省告示第789号)において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について(平成12年12月28日付け平成12・12・15貿局第3号)に定める相場を用いて行うものとし、契約締結日の属する期間の相場により行う。